

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

本プロポーザルは、令和8年度以降の契約にかかる準備行為であり、契約の締結は本事業にかかる予算の議決が得られることを条件とします。

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和7年10月3日

世田谷区

1 件名

世田谷区被保護者健康管理支援事業委託

2 業務内容

本事業において、区において40歳以上の社会保険等に参加していない被保護者を対象として実施している健康診査（以下「成人健診」という。）や生活保護医療扶助レセプト情報を利用することで、被保護者の日常生活の健康管理の動機付けを行い、医療と生活の両面から保健師等による健康管理に対する支援を下記のとおり実施する。

- (1) 年間事業計画の作成及び被保護者の医療行動に関する分析。
- (2) 成人健診の受診勧奨を行い、受診率を高め、被保護者の健康管理に対する意識を醸成するとともに、その健康状態を把握する。
- (3) 成人保健指導対象者など、特に健康に関する支援が委託者との協議により必要と判断した被保護者に対して、保健師等による健康相談を実施し、自ら健康管理に努めることを定着させる。（以下、「個別支援」という。）
- (4) 上記(3)の個別支援には、同一診療科で月15回以上の医療機関受診（以下「頻回受診」という。）の被保護者の適正な医療機関の受診や治療につながるよう個別に助言・支援も含む。

※詳細は、募集説明書のとおり。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

※契約は単年度ごととし、各年度の本事業にかかる予算配当があること及び履行状況が良好であることを契約締結の条件とする。

4 参加資格

世田谷区被保護者健康管理支援事業の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当し

ないこと。

- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。また、世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 一般社団法人日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」または「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」の認証を取得（取得申請中を含む）していること。
- (5) 「世田谷区被保護者健康管理支援事業選定審査委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

※委員 石井 幸江（学識経験者）

委員 鈴木 慶子（学識経験者）

委員 工藤 木綿子 世田谷総合支所保健福祉センター所長

5 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

6 提案書を特定するための評価基準

選定にあたっては、次に掲げる内容を評価する。

(1) 提案書の形式等について

- ① 提案書類の形式
- ② 部数等注意事項等の遵守
- ③ 見積金額の妥当性

(2) 提案書の内容について

- ① 事業趣旨の理解
- ② 実施計画の内容
- ③ 実施体制
- ④ 本事業に関連する事業の実績
- ⑤ 独自提案・アピール性

(3) 財務関係について

- ① 財務健全性
- ② 安定性
- ③ 効率性

(4) プレゼンテーション・ヒアリングの内容について

- ① 事業執行力
- ② 課題解決力
- ③ 実績の信頼性
- ④ 将来性
- ⑤ 総合評価

7 審査

提案書の形式等審査を通過した事業者のうち、提案書及び財務書類に基づいた採点の合計得点が高い、上位3事業者が2次審査に進む。ただし、財務審査の結果、本事業を受託するに足る経営基盤を備えていないと判断された場合は、2次審査に進むことはできない。本事業の選定は選定委員会により行うこととし、提案書、財務審査及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づいた採点の合計得点の最も高い提案書を特定する。

(1) 選定委員の構成

委員 石井 幸江 (学識経験者)

委員 鈴木 慶子 (学識経験者)

委員 工藤 木綿子 世田谷総合支所保健福祉センター所長

(2) 1次審査

書類審査及び財務審査

(3) 2次審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査

※選定結果は、文書で通知する。

※提出書類の内容等について、必要に応じて説明を求める場合がある。

8 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区保健福祉政策部生活福祉課生活福祉担当

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-22-35

世田谷区役所第2庁舎5階51番窓口

電 話：03-5432-2932 FAX 03-5432-3020

(2) 事業説明書の交付期間、配布場所及び方法

期 間：令和7年10月 3日(金)～10月20日(月)【午後5時まで】

場 所：上記(1)に同じ

方 法：上記(1)にて配布(世田谷区のホームページからダウンロード可
(ページID：27820))。

(3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和7年10月 6日(月)～10月20日(月)【午後5時必着】

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参または郵送(期限までに必着、簡易書留に限る)による。

(4) 財務関係書類の提出期間、場所及び方法

期 間：令和7年10月23日(木)～10月31日(金)【午後5時必着】

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参または郵送(期限までに必着、簡易書留に限る)による。

(5) 提案にあたっての質問受付期間、方法

期 間：令和7年10月23日（木）～10月31日（金）【午後5時必着】

方 法：メールまたはFAXによる。

※メールアドレスは招請通知にて記載する。

(6) 提案書の提出期間、場所及び方法

期 間：令和7年10月23日（木）～11月21日（金）【午後5時必着】

場 所：上記（1）に同じ

方 法：持参または郵送（期限までに必着、簡易書留に限る）による。

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記8（1）に同じ

(6) 世田谷区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 提案に係る一切の費用については、すべて提案者の負担とする。

(8) 提案者からの提出書類は、世田谷区の所有とし、返却しない。また、提出書類の著作権は参加者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は当該提出書類の内容を無償で利用できるものとする。

(9) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、区は提案書の内容に拘束されないものとする。

(10) 提案書が特定された事業者を本件業務委託契約の随意契約の相手方となるべき候補者とし、契約に向けての業務内容、契約条件、前事業者との引継ぎ等の協議を行う。

(11) 詳細は、募集説明書による。